

西広島駅北口地区まちづくりニュース

第54号(令和6年11月) 広島市都市整備局西広島駅北口地区区画整理事務所

■ 第12回西広島駅北口土地区画整理審議会を11月14日(木)に開催しました

○ 審議会の概要(会長及び副会長の選出)

審議会委員の改選に伴い、会長及び副会長の選出を行いました。

会長には広島大学大学院教授の田中貴宏委員、副会長には弁護士の野村幸保委員がそれぞれ選出されました。



左から田中貴宏会長、野村幸保副会長



審議会の様子

よくある質問とその回答

Q1：使用収益を開始した区域のごみの収集はどうなるの？

A1：新しくできた街区のごみの収集については、皆様方の
住み始める時期が違うことから、しばらくの間、戸別
収集となります。

収集開始を希望する日の遅くとも一週間前までに西環
境事業所へご連絡をお願いいたします。

連絡先 西環境事業所：082-277-6404



Q2：仮換地証明はどんな時に必要ですか？

A2：建物の所有権保存登記をされる場合や金融機関の融資をお受けになる場合、
車庫証明を必要とされる場合などに必要となります。

仮換地証明が必要な時は西広島駅北口地区区画整理事務所に申請をしてください。
(証明手数料がかかります。)

申請書は広島市役所のホームページからダウンロードできます。

◆検索方法は以下のとおり◆

[西広島駅北口地区 お知らせ] 検索 ⇒ [西広島駅北口地区]お知らせ ⇒
ページを下にスクロール ⇒ ダウンロード「仮換地証明願[Word ファイル]」

なお、代理の方が申請される場合は、権利者の委任状が必要です。

連絡先

広島市 都市整備局 西広島駅北口地区区画整理事務所

電話番号：082-532-5122

Eメール：nishihiro@city.hiroshima.lg.jp